

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

平成 30 年度

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日 平成30年6月1日

②事業者情報

名称:	第2かぐら保育園	種別:	保育所	
代表者氏名:	園長 金城由紀枝	定員 (利用室数):	103 名	
所在地:	沖縄県那覇市宇栄原3-16-13	TEL	098-996-5069	
開設年月日	27年10月1日			
経営法人・設置主体(法人名等):	社会福祉法人わ;理事長 饒平名 勝彦			
職員数	常勤職員: 23 名	非常勤職員	4 名	
専門職員	保育士	22 名	栄養士	名
	准看護師	1 名	調理師	1 名
		名		名
施設・設備 の概要	建物面積 832.93㎡	児童一人あたり8.22㎡	対価・耐震構造	
	園庭面積 278㎡	児童一人あたり2.7㎡		

③理念・基本方針

保育理念:	豊かな人間性を持ち、社会に貢献できる子どもを育てる。
保育方針:	心豊かで水から進んで生活のできる子の育成 心の力・学ぶ力・体の力
保育目標:	① 返事や挨拶ができる元気な子 ② 目あてに向かって頑張る子 ③ 友達やいきものに優しい子

④施設・事業所の特長的な取組

園舎の特徴:	事務所と玄関から見守られる1階に乳児保育室、2階に絵本コーナースペース、3階に4歳児の部屋のパーテーションを開放した運動遊びの場、3階には天然の芝生園庭での探索活動・屋上には水が流れる滝が設置され大胆な水遊びの場、それぞれの部屋や空間、スペースでの子どもの発達・興味に併せた活動が行われている。
主な活動:	未満児はゆったり一人ひとりの発達にあわせ、個別対応により情緒の安定・愛着関係を築いている。3歳児以上のクラスでは読み書き計算音楽の活動とそれぞれの年齢の特徴にあわせた活動を取り入れている。また、異年齢交流での散歩やオープンデー・ダンスデーをはじめ、姉妹園との交流を行っている。運動遊びを通して心と身体の健全な発達を促している。4・5歳児は、毎朝、かけっこを園外で行っていることで地域の方々との挨拶を交わしたりラジオ体操などにも参加させてもらい地域交流を図っている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 4月 7日(契約日) ~ 平成30年 7月 10日(結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	初回

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 理念・基本方針が確立され周知が図られている

理念・基本方針は明文化され入園のしおり・パンフレット及びホームページ等に掲示され保護者への周知・理解に取り組んでおり、新人職員研修及び8施設合同職員研修において職員への周知が図られている。また、玄関先には理事長宅から届いたおたまじゃくしがたらいに入れおかれていて、登園時の子どもたちが目をやり声かけをしているようすが見られた。「友達や生き物に優しい子」など保育方針に添った保育環境設定に配慮がなされている。

2. 経営状況の把握

経営環境の変化に適切に対応し、経営課題について中長期計画が策定され法人の理念や基本方針の具現化に向けた取組がなされている。

3. 職員の就業状況や意向を把握し、職員の質の向上に向けた取組を行っている。

職員の有給休暇取得や時間外労働届け出は命令簿により管理し定期的に確認を行い長時間労働とならないよう配慮がなされている。全職員の親睦会を企画し職員間のコミュニケーションづくりの工夫がなされている。

・職員の質の育成について「期待する職員像・職員に求める人材像や役割」を明文化し定期的な個別面談を行い職員の目標を管理・把握し育成支援に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

1976年11月厚生労働大臣の認可を受け「社会福祉法人わかめ福祉会」を設立、定員60人のわかめ保育園を開園し首里東高校や小学校が隣接する環境で保育事業が行われてきた。2006年那覇市の公立保育園民営化の公募を受け①おろく保育園（125名定員）開園 ②2015年第2おろく保育園開園③2016年さつきこども園開園④2017年わかめ保育園・おろく保育園が幼保連携認定子ども園に移行している。法人設立時から学校校区の地域性を重視し養護と教育を一体的に行ってきた実績のもと、保育事業の拡充が進められている。このことは、40余年の保育所運営の実績と職員の充実及び幹部職員の力量が大いに発揮された成果と考察する。幹部職員がそれぞれの新設園の園長・主任の役割を担い分散している現状から 中堅職員体制の再構築が求められる。保育と教育がより一体的に展開される保育事業及びこども園の 法人として一環した事業運営に向け、それぞれの園での更なる幹部職員育成及びキャリアアップ制度の構築に向けた 法人としての取組みが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回初の第三者評価受審は、職員一人ひとりが福祉サービスの基本方針と組織の認識が適切に実施されているか、保育・教育を振り返り、見直す良い機会となりました。自己評価と評価者との審査のやりとりのなかで、内容に沿った書類の整理とともに頭の中の整理も行う事が出来、改めて勉強になりました。ご指摘いただきました点を再度職員で確認しながら理解をより深めていきたいと思っております。保護者のアンケートでは、回収率・満足度が高かった事や園の理念・保育方針等の周知度も高かった点は大変嬉しく思います。課題点や改善点で、伝わっていると思っていた事が伝わっていなかったり、保護者の思い・要望等に改めて気付く事が出来ました。早速改善に取り組んでいます。第三者評価受審結果は、これで一区切りではなく改善に向けて新たな一歩と捉え、3年後の受審に向けて改善を重ねていきます。丁寧なご指導・評価を下さいました第三者評価の方々、有難うございました。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

別添の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

ha

福祉サービス第三者評価 保育所版 評価結果

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
I 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている			
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		a
判断基準	a	法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	理念、基本方針は入園のしおりや各クラス、階段に文書で掲示されており周知されている。また、新採用の職員研修の他8施設168名の職員合同研修園や園の行事の際、園の思いについて資料を使用し説明している。保育方針で掲げられている「心豊かで自ら進んで生活のできる子の育成、心の力・学ぶ力・体の力」は、園の見学時での児童らの積極的な挨拶やコップを使用する際の厨房への対応からも理念に添った育成がなされていることが理解できる。
	b	法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c	法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されていない。	
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		a
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	事業経営を取り巻く環境と経営状況については、法人の8施設園長会にて那覇市地域福祉計画及び毎月公表されている那覇市の待機児童数を把握し、その情報をもとに保育利用者の推移、利用率などを分析し課題を明らかにしている。その内容は、理事会にて報告し共有されると共に職員への周知も職務会で図られている。
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	子どもを取り巻く保育環境の情報を分析し明らかにされた課題については、理事会で報告し職務会において職員へ周知が図られている。8施設の園長会にて各施設の主任・リーダー保育士が参加し、経営課題の解決や改善に向けての取組がなされている。
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
I-3 事業計画の策定			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		a
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	中・長期的なビジョンと計画は、経営課題の解決や改善に向けての取組について8施設園長会の提案や意見に基づき法人事務局職員参画のもと策定している。中長期的なビジョンは、待機児童対策の取組・人材育成・子どもへの教育体制など具体的計画が明記され、資金使途も含め5年間の目標にむけた取組が策定されている。
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。	
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	事業計画は、施設全般の方針、児童への処遇及び職員処遇等各項目で詳細に策定されている。施設整備や人材育成等中長期計画を反映した計画も盛り込まれている。今後は、中長期計画の実行に向けた取組を単年度計画に具体的に示し、単年度で実行に向けた計画策定が望まれる。単年度の計画・実行が、中長期計画の評価、見直しに繋がることで理念や基本方針の実現及び地域の福祉ニーズに基づく新たな福祉サービスの展開の取組みに期待したい。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		b
判断基準	a 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	事業計画の策定は、園長、主任保育士、リーダー保育士により意見集約・反映のもと策定されている。策定後は理事長が承認をしている。毎年度、評価し、その結果や関連法令の改正などを視野にいれ事業計画の見直しを図っている。事業計画は事務所に備え置き職員会議において職員に周知を図っている。今後は、中長期計画の実現に向けた単年度計画の取組みが望まれる	
	b 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。		
	c 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。		
7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	事業計画の内容については、入園のしおりに記載し配付している。保護者説明会やクラス懇談会にて保護者向けに説明を行い内容の理解を促す取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。		
	c 事業計画を保護者等に周知していない。		
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		a
判断基準	a 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保育の質の向上に向けた取組として、年2回保育士個別の自己評価を実施しており、園長及び主任の下集計分析し組織的な評価を行っている。その内容は園のホームページに掲載公表している。	
	b 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。		
	c 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。		
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	保育士個別の自己評価の分析の結果を基に職員会議で課題の共有化を図っている。園全体の評価を行うことで保育のPDCAが明確にされ計画的な改善に繋げる取組がなされている。	
	b 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。		
	c 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。		

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	園長の役割と責任は、就業規則における職務分掌や運営規程に明記されており、職員会議や園便りにて表明されている。園長不在時の権限移譲について消防計画 規程に則り、園長不在時に対応する次席者の選任についてはマニュアルで明記されている。今後は、選任届や委嘱状など事務手続きの整備が期待される。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	遵守すべき法令を正しく理解するために遵守する法令一覧（リンク）を作成し改正内容が適宜確認できるようになっている。法人事務局の担当者が多岐にわたる法令研修を受けており、園長は報告を受け、園内研修や職員会議において説明を行うなど法令の理解に努めている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	保育士ひとりひとりの自己評価表を作成し定期的な自己評価を行い、保育の質を継続的に評価分析している。園の自己としてホームページ上に公表している。保育の質の課題を把握するために保護者アンケートを実施し分析評価後、職員会議で職員も 参画し改善策を立てている。
	b	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	園長は、毎月顧問税理士から財務の指導を受け 経営状況や業務分析を行っている。また、職員の働きやすい環境整備として、固定勤務制や短時間パートへの勤務形態変更、年休取得率を向上させ取得100%を目指すなど具体的に取り組んでいる。今後は、顧問税理士からの指導報告書に基づき説明を受けることにより、職員との共通理解を深め、業務の実効性を高める取組みに期待したい。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
II-2 福祉人材の確保・育成			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
判断基準	a 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	採用に向けて保育業界の給与水準などの市場動向を把握したうえで給与水準などを定めたり、年1回専門学校での職場説明会を行っている。また、「定年まで勤めることができる職場づくり」を掲げ働きやすい環境を整えるとともに外部研修参加を公募制にし、本人のやる気に応じた学びの機会を提供できる体制整備を実践されていた。今後は、福祉人材の確保育成に関する方針を明確にした計画策定の取組みに期待したい。	
	b 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。		
	c 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。		
15	② 総合的な人事管理が行われている。		a
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	自己評価チェックや研修参加公募制、メンター制度を導入し、職員ひとりひとりの専門性を活かしており、成果や貢献度等を評価している。職務分掌により役割を明文化はされているので、今後は、人事管理に関する規定（基準）等を明確に定めるなどさらなる取組みが望まれる。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。		
	c 総合的な人事管理を実施していない。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。		a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。	職員の就業状況や意向把握等の労務管理に関する責任体制については、職務分掌にて明文化されている。職員の有給休暇取得や時間外労働に関しては届出や命令簿において管理され、そこから定期的に確認することで長時間労働とならないように把握されている。また、働きやすい職場づくりの取組みとして、シフト調整時に職員の意向を確認したり、全職員対象とした親睦会などを開催し職員間コミュニケーションの風通しを良くする工夫がなされている。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。		
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	職員ひとりひとりの育成については、「期待する職員像」を明文化している。定期的な面接を行うことによって個人の進捗状況を把握するとともに目標を管理把握している。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。		
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。		
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		a
判断基準	a 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	園が目指す保育を実施するために事業計画の中で「期待する職員像」を明確にされている。また、職員に必要とされる専門技術や資格については職務分掌にて確認することができた。教育・研修については、職場研修計画を作成し実施するとともに毎年度見なおしを行い職員のキャリアアップに努めている。	
	b 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。		
	c 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。		
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		b
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	職員ひとりひとりの教育・研修の機会を確保するため、職員研修計画を策定し、外部研修への参加は公募制としたり、職員が提示してくる研修も内容確認し認められれば参加可能としている。新任職員をはじめとした職員の経験や習熟度に応じたOJTは現場で実践されているが、見える化された意図的計画的なOJT研修およびOJT計画書を作成し実施することが望まれる。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。		
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。		

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	実習生等の保育に関わる基本的なことは、実習生受入れマニュアルを整備し、明文化している。 実習指導者は各大学・専門学校が実施する研修へ参加し、実習生受入れに対し心構えができるよう対応している。実習期間中は、学校側と調整し、実習中の様子確認訪問してもらうなど連携を図っている。実習終了後も実習生の発表会や交流会へ参加し激励をするなどコミュニケーションを深めており、実習生からはお礼の手紙が届くなど交流が深められている。
	b	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a	保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	運営の透明性を確保するため、ホームページに、法人の理念方針、事業報告、第三者評価結果などは公表されている。地域へ向けての園が行っている一時保護事業などの地域へ向けた活動は、公民館へポスターを掲示したり、地域の催し物（夕涼み会やJAまつり等）にて案内も行っている。
	b	保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営を保つため、職務分掌にて役割・責任を明確にするとともに、毎月顧問税理士による会計チェックを実施しており、次年度以降は会計監査法人による会計監査も実施予定として更なる透明性と適正化を図ることができるよう努めている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	子どもと地域との交流として、自治会やJA、老人施設等の定期的な交流機会を得ている。事業計画の保育園の目的に明記されているが、更に基本的な地域交流の考え方を明文化することを期待する。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	ボランティアの受入れに対しては、ボランティア・インターンシップ受入れマニュアルが整備されている。ボランティアを受け入れる際には、子どもたちとの交流を図る視点で必要なことを事前オリエンテーションで説明している。また、中高生のインターンシップ受入れや小学生の施設訪問への対応などを行い学校教育への協力を行っている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		b
判断基準	a 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	保育園として必要な当該地域の社会資源については、関係施設連絡簿で整理をしている。また、療育センターや小学校、公民館など地域の関係機関と連絡調整を行うことで地域の中での保育園の役割を見い出している。今後は、関係機関等と連携し地域ネットワーク作りへの積極的な取組みに期待したい。	
	b 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。		
	c 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。		a
判断基準	a 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	保育所が有する機能は、子育て応援デーや育児相談により地域に還元している。災害時の地域における役割については、災害時マニュアルが整備されており、避難所指定ではないが避難所において子どもたちが泣いたりして居づらい等あった場合の受け入れ先として対応することとしている。その他、地域活性化やまちづくりとして、朝のラジオ体操へ参加したり地域のごみ拾いを行う等し貢献している。	
	b 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。		
	c 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。		
27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判断基準	a 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	保育園の機能として育児に関するお悩み相談を受け、地域の福祉ニーズを把握している。また、近隣地域で法事等があった際には保育園の駐車場を貸出したりすることもある。今後は、更に地域の具体的な福祉ニーズ把握に努め公益的な事業・活動へ繋げていくことを期待する。	
	b 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。		
	c 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。		

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	子どもを尊重した保育の実施について、基本方針、服務心得に記載されている。園内で「乳幼児の人権を考える」研修が実施され、共通理解を図るための取り組みが実施されている。さらに保護者への周知、定期的な状況把握・評価の取り組みが期待される。
	b	子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	
29	②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a
判断基準	a	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。	プライバシー保護に関しては、運営規定に「個人情報管理規定」が整備されている。虐待防止のための措置、苦情解決体制についても、規定されている。規定に基づいたマニュアルを各クラスに備え付けている。子どもの写真使用については、毎年同意を得た上で、実施している。今後は、マニュアル等の活用状況について定期的な把握・見直しの取り組みが期待される。
	b	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	利用希望者への必要情報提供についてパンフレットを作成し、行政機関等に配置している。見学については、園長・主任により、利用者の都合に合わせた対応をしている。特に、一時預かり希望者への対応は丁寧に行っている。通常保育利用希望者に対する、より積極的な情報提供が期待される。
	b	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
31	②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	保育の開始・変更にあたって保護者等に説明する資料として、「にゅえんのしおり」が用意されている。説明方法については、年度末の保育士対象園内研修にて共通理解を深める取り組みを行っている。説明後には、文書による同意を得ている。特に配慮を必要とする保護者への支援の体制づくりが望まれる。
	b	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	保育所等の変更にあたっては、保育要録を整備し、保護者の同意の下に、転園先への情報提供を行っている。保育所の利用が終了したときに、子どもや保護者に対し、相談窓口について文書で明示している。今後は、必要に応じて移転先等との連携の工夫が望まれる。
	b	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	利用者満足の向上のために、アンケートや保護者個人面談を実施している。又、子どもの表情等の観察により、クラス内で話し合いを行い保育内容の改善に取り組んでいる。アンケート結果を分析するなど利用者満足の向上の取り組みに期待したい。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		a
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	苦情解決の結果については、ホームページ上に公表されている。苦情解決の仕組みについては、「運営規定」「にゅえんのしおり」に記載をしており、玄関横にも掲示されている。意見箱は、玄関先に配置されているが、配置場所の工夫が望まれる。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。		
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。		
35	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		a
判断基準	a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	保護者が相談しやすい環境として、事務室の横に相談室を整備している。保護者に対しては、常時必要時に相談できることを個人面談時に伝えている。気になる保護者については、朝の送迎時に園長や主任が声掛けを行い、相談につながるよう取り組んでいる。	
	b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。		
	c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。		
36	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		a
判断基準	a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	保護者からの相談や意見に対する対応については、駐車場利用に関する事項が多いため、「にゅえんのしおり」に記載し、玄関ホールにも掲示し、協力依頼に取り組んでいる。保護者以外から、防災訓練時の非常ベルについて苦情があり、対応策として訓練前の近隣に対する広報を実施している。	
	b 保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。		
	c 保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		a
判断基準	a リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	リスクマネジメント体制については、園長を責任者として、ヒヤリハットマニュアル、不審者対応マニュアル等が整備されている。事故防止についての園内研修の実施、虐待防止の園外研修へ参加し、事例収集、要因分析に取り組んでいる。	
	b リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。		
	c リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。		
38	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		a
判断基準	a 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	感染症対策のマニュアルは整備されている。保護者に対する感染症予防について定期的に園便り（看護師による保健だより）等での発信に取り組んでいる。	
	b 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。		
	c 感染症の予防策が講じられていない。		

項目		判断した理由・特記事項等	評価結果
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	災害時における取り組みについては、毎月の避難訓練について年間計画を作成し、実施している。実施後のフィードバックは、職員会で話し合われている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
判断基準	a	保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	保育についての標準的な実施方法について、保育マニュアルが整備され、各年齢・発達段階に応じた保育の手順が標準化されている。月末には、当月の実施を各クラスで振り返り、月間計画のコメント欄に担当が記載し、主任・園長が閲覧し確認している。
	b	保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	
	c	保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	標準的な実施方法の見直しについては、毎月のクラスでの振り返りを行い、年度末に全体での見直しを行っている。保護者等から行事の見直しに対する意見もあり、提案が反映されるような取り組みが望まれる。
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	アセスメントにもとづく指導計画の策定について、児童票に子どもの健康状況・家庭環境などを記載している。保護者との個別面談時に得た情報について加筆し、個々のニーズの把握に取り組んでいる。クラス単位での月毎の振り返り結果を、翌月のねらい策定に活用している。個別ニーズを指導計画に反映する取り組みが望まれる。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	指導計画の定期的な見直しについては、月に2回、検討会議を開催している。予定変更については、各担任から園長へ報告する仕組みがある。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断 基準	a	子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	保育の実施状況の記録は、日案・週案・月案・年間計画等統一した様式に記載されている。共有化については、日々の昼礼、職員会、園内研修の際にクラス内の報告が行われている。
	b	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断 基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	記録の管理については、「個人情報管理規定」が整備されており、保管、保存、廃棄について定められている。園内研修にて、「個人情報、プライバシー保護」が実施されている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
A-1 保育内容			
A-1-(1) 保育課程の編成			
46	A①	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
判断 基準	a	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。	保育園の理念や保育方針や保育目標に基づいて保育課程が編成されている。地域の実態や園の特徴をふまえ、家庭の状況に合わせて編成されているが、アンケート等で保護者の意向や園との共通の視点が反映できるよう工夫が望まれる。
	b	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。	
	c	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成していない。	
47	A②	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
判断 基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保育室は、子どもが心地よく過ごすことのできる場所として衛生管理においても適切な環境が整えられている。パーティションなどを利用し子どもがくつろげる場所が確保され、生理的欲求にも保育者が気を配り、食事や睡眠、パンツトレーニング等にも衛生面に注意を払い清潔にしている。また見通しのよい環境を作ることで、安全に過しやすい工夫がされている。
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	

項目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
48	A③②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	判断基準	a 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。 b 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。 c 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	子ども一人ひとりをも理解していくために、家庭環の記録をなどで子どもの状態を理解し援助し子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちに寄り添う保育者として姿がマニュアルとしてまとめられている。それに保育者活用し援助内容活用している。
49	A④③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 b 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。 c 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	子どもの発達に必要な基本的習慣について、無理じいせずに子どものやりたい気持ちを大切に行っている。家庭との連携を取り合い、達成できるよう援助を行っているのがみられる。
50	A⑤④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
	判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。 c 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	園生活の中においても子どもが友だちと共同して遊べる機会（オープンデーなど）やさまざまな表現活動を体験できるように展開していく計画がみられる。
51	A⑥⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	乳児の為に、衛生的で温かい環境が整えられている。登園時には細かい観察を行い、細かく記録しており、その日の様子を連絡帳等に記載し保護者と連携がとれる 援助をおこなっている。

項目		判断した理由・特記事項等	評価結果
52	A⑦⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	1・2歳児保育においては、ひとりひとりの子どもの育ちに合わせ、子どもが安心して遊べる環境を整えている。発達過程の育ちを大切に援助することなどが記録等にみられる。個人面談や保育参観などで保護者との連携もなされている。
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
53	A⑧⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	就学前までの保育では、発達の特徴を踏まえ、集団の中で遊びを通して友達と関わり、協力活動ができる保育内容を段階的に考え工夫しているのがみられる。保育室は、ひとりひとりにロッカーや机が準備され、就学前に向けて自分で取り出しをしやすいようにする一貫した教育がみられる。
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
54	A⑨⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	障害のある子どもひとりひとりの状態を把握し、安定して生活が送れるよう個別計画が作成されている。子ども同士のかかわりを大切に援助しているのがみられる。専門機関との連携も記録に記載されているのがみられる。保護者への情報共有は面談や連絡帳、また巡回指導などで進められている。
	b	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
55	A⑩⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	長時間園で過ごす子ども達のために、安心してくつろげる環境を工夫している。延長保育の専任保育士が保育を引き継ぎ、担任の保育士から家庭への引継ぎがスムーズにおこなわれるように行っているのがみられる。
	b	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
56	A⑪⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	小学校以降の生活に繋がられるよう日々の生活が積み重ねられる保育計画・内容を実践しているのがみられる。保護者にも小学校以降の生活について見通しが持てる機会をつけられている。
	b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	
A-1-(3) 健康管理			
57	A⑫①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。	子ども保健に関する計画が作成され、子どもの一人ひとりの健康の状態に関する情報を職員が共有出来るようにしている。健康に関する園の方針についても、保健日より等で周知するなど保護者への情報提供をおこなっている。
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。	

項目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
58	A ⑬ ②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	園で行う健診等の結果について、保護者へ伝達を行い、必要であれば医療機関を紹介するなど保護者と連携を行っている。ひとりひとりの記録を職員へ周知し保育に生かせる取り組みをおこなっているのがみられる。
	b	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	
59	A ⑭ ③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	アレルギー児については、入園の面談にて把握し、医師の診断書をもとに除去食を行い、その代替食を準備し栄養を補う食事提供を行っている。アレルギーの疾患、慢性疾患等のある子については、全職員が共通理解できる組織体制を整え、緊急時の対応もマニュアルが作成されて対応している。
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
A-1-(4) 食事			
60	A ⑮ ①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	食事を楽しむのに食育計画を作成し、食べることを楽しみながら成長できるように工夫している。家庭と連携を図りながら、食べられる量や苦手な物などにも前向きになるよう工夫を行っているのがみられる。年長クラスでは、食品群を赤・黄・緑のグループで分けて、楽しく保育で取り組んでいるのがみられる。
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
61	A ⑯ ②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	子ども達が安心して食べられるように、献立の作成されている。登園したら、調理室がすぐみられる為、子ども達に食に興味を持たせ食事中に調理師が食事の様子を見たりするなどの取り組みもおこなわれている。
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	

項 目		判断した理由 ・特記事項等	評価 結果
A-2 子育て支援			
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
62	A⑰ ①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
判断 基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	連絡帳等を活用し、園と家庭との情報交換に取り組んでいることがみられる。個別面談の機会をもうけ、書面にて家庭の状況や園の様子などを共有する取り組みを行っているが、さらに保護者の意向を保育に反映できる取り組みを期待したい。
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
A-2-(2) 保護者等の支援			
63	A⑱ ①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断 基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保護者からの相談窓口を設け、子育て相談に応じたり、子育て応援デーを設けたり様々な場面を活用しながら保護者に応じた取り組みが組織的に行われている。
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
64	A⑲ ②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断 基準	a	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	虐待等権利侵害の早期発見、対応においては、園の組織的なマニュアルが整備され職員間においても、日頃から子どもの心身の状態や家庭生活の養育的態度を把握できる取り組みが行われ、子どもの様子に細かい注意を払う意思づけをおこなっているのがみられる。
	b	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
65	A⑳ ①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
判断 基準	a	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保育者は、自己評価を年2回行い、自らの実践や子どもの育ちを振り返り保育の改善を図り保育の質を向上させる取り組みをおこなっているのがみられる。年度末には、保育内容に関する全体的な計画の評価を行い、それを次年度の保育計画に反映している。
	b	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。	
	c	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。	